

投資事業評価調書（新規）

部局 課室名	総務部 県庁舎整備プロジェクト室 新庁舎企画課	記入者 職氏名	新庁舎企画課長 津志 公輔 (主幹(計画担当) 大月 政宏)
-----------	----------------------------	------------	-----------------------------------

1 事業の概要

事業名	新庁舎等整備プロジェクト	総事業費 (概算)	約650億円
		令和8年度当初 予算額(予定)※	約205百万円 (基本計画策定支援、旧県民会館 解体設計等)

※予算額は、今後、府内協議や議会での審議を経て変更になる可能性あり

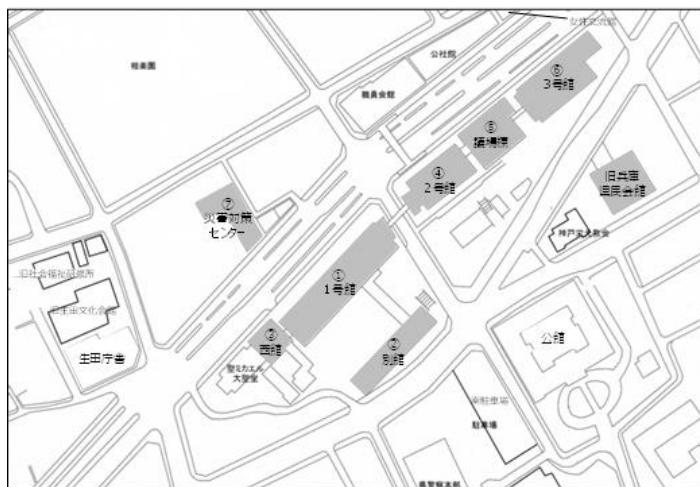
所在地	神戸市中央区下山手通
事業目的	<p>1 背景 (1) 経緯</p> <p>令和元年度に、県庁舎の集約建替えや民間のにぎわい機能を誘致し、県民会館との複合施設を整備することを基本方針とした「県庁舎等再整備基本構想」を策定したが、その後発生した新型コロナを契機とした働き方の変化や、建設費の高騰などの社会経済情勢の変化を踏まえ、令和4年3月に事業を一旦凍結し、新しい働き方などを踏まえて県庁舎のあり方を見直すこととした。</p> <p>加えて、令和6年1月に発生した能登半島地震の事例など、災害対応のあり方が変化してきている状況を踏まえ、災害対応拠点として庁舎に備えるべき機能を改めて検討する必要性も生じた。</p> <p>こうした背景を踏まえ、令和6年8月から、各分野の専門家や地元関係者で構成する「県庁舎のあり方等に関する検討会」での議論を踏まえ、①県庁舎・県民交流機能の再整備、②モトキタエリア（元町駅北側）のにぎわい創出の基本的な考え方として、新たに「新庁舎等整備プロジェクト基本構想」を策定することとした。</p> <p>【※本審査会における審査対象について】</p> <p>前述のとおり本事業は、県庁舎及び旧県民会館の再整備に加え、周辺のにぎわい創出に向けた取組を一体的に推進するものであるが、県敷地を活用したにぎわい創出の取組については、民間事業者の負担による整備を基本としている。</p> <p>なお、周辺のにぎわい創出にかかる内容についても県庁舎等再整備計画に関連しているため、参考記載の上、説明させていただく。</p>

(2) 現況

①県庁舎の概要

兵庫県庁舎は、1号館、2号館、3号館、議場棟、別館、西館、災害対策センターから構成されており、総延床面積91,399m²に約3,000人の職員が業務を行っている。

【位置図】



(左から 1号館、2号館、議場棟、3号館)

【各庁舎の概要】

区分	①1号館	②別館	③西館
建築年度	S41.3(築59年)	S48.1(築52年)	S40.6(築60年)
構造	SRC	RC	RC
規模階数	13F/B2F	1F/B1F	5F/B2F
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震
敷地面積	8,310 m ²		1,544 m ²
延床面積	30,836 m ²	2,945 m ²	4,288 m ²

区分	④2号館	⑤議場棟	⑥3号館	⑦災害対策センター
建築年度	S45.12(築55年)	S45.12(築55年)	H2.3(築35年)	H12.8(築25年)
構造	SRC	RC	SRC	RC(一部SRC)
規模階数	13F/B2F	3F/B2F	14F/B4F	6F/B1F
耐震基準	旧耐震	旧耐震	新耐震	新耐震
敷地面積		10,807 m ²		1,508 m ²
延床面積	15,937 m ²	4,155 m ²	28,307 m ²	4,931 m ²

②旧県民会館の概要

県民福祉と文化の向上を図るため、昭和43年に設置され、音楽発表会、各種美術展などの県民の教養文化の向上のための催しや、セミナー、会議などの諸会合、公共的団体の事務所などに利用されてきた。

【施設の概要】

建築年度	昭和43年7月13日(築57年)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
規模階数	地上12階、地下3階、塔屋2階、車庫1階
敷地面積	3,741 m ²
延床面積	16,279 m ² (内訳) 本館: 15,082 m ² 車庫: 1,197 m ²
施設	・けんみんホール(326席)、パルテホール(150席) ・アートギャラリー4室、会議室18室 ・団体事務室14団体、理容室、カフェ、駐車場(80台)等

(3) 課題

①県庁舎等の耐震安全性

県庁舎（1号館、2号館、議場棟）は、震災後に耐震補強工事を実施し、最低限必要な耐震性能（Is値0.6以上）を確保したが、平成30年度に改めて耐震診断を実施したところ、防災拠点に求められる目標Is値0.9を大きく下回り、さらに、大規模地震に対する安全性基準であるIs値0.6も下回ることが判明した。

加えて、想定地震波を用いた時刻歴応答解析の結果、近い将来に発生が予測される南海トラフを震源とする海溝型地震（長周期地震）では、建物に大きな被害は発生しないものの、柱や壁のひび割れ、外壁タイルや天井の破損・脱落等のため、地震直後は使用できず、大規模な補修が必要になるおそれがあると判明した。また、阪神・淡路大震災のような内陸活断層型地震（直下型地震）では、いずれの建物も大地震時に倒壊の危険性があり、地震後は継続使用できないおそれがあると判明した。

【耐震診断結果】

区分	1号館	2号館	議場棟	別館	西館	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造			
Is値	0.30	0.37	0.32	0.35	0.16	
診断基準	2009年版		2001年版			

【時刻歴応答解析結果】

区分	層間変形角※の最大値			実施時期
	目標値	直下型地震	長周期地震	
1号館	1/100以上	1/83(×)	1/134(○)	平成30年度
2号館		1/61(×)	1/144(○)	令和4年度
議場棟		1/43(×)	1/108(○)	令和4年度
旧県民会館		1/37(×)	1/95(×)	令和5~6年度

※地震時における建物の変形を把握する指標であり、地震により建物が揺れた時に、上下階の間でどれだけ横にズレたかを示す角度のこと

②県庁敷地等の活用

旧県民会館については、大地震に対する安全性を有していないことが判明したため、令和7年3月末をもって閉館した。利用者は周辺施設を代替利用することで対応しているものの、ニーズが十分に満たされておらず、閉館以前と比べて周辺地域の来街者も減少している。

また、県公館や県庁敷地についても、周辺地域のにぎわいづくりなどの観点から、有効に活用されていない。

③モトキタ地域のまちづくり

元町駅北側（モトキタ）地域には、様々な地域資源が点在しているものの、核となる集客施設がなく、歩行者動線も魅力に欠けるため、三宮周辺地区や元町駅南側と比べると、回遊性が低い状況である。

また、南北の高低差があるため坂道が多く、中でも元町駅西口から北側への歩行者通路はバリアフリー化されておらず、改札口と市道若菜神戸駅線の間に約6mの段差があり、階段を経て県公館方面へ向かうこととなるため、南北通行の障害となっている。

参考

2 社会経済情勢の変化

(1) コロナ禍を経た働き方の変化

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、出勤抑制の手段としてテレワークの活用や業務のDX化が進展し、社会全体で働き方が大きく変化した。こうした背景を踏まえ、職員の新しい働き方と県庁舎のあり方を検討するため、フリーアドレスやペーパーレス・ストックレスに対応した「新しい働き方モデルオフィス」を設置し、4割出勤を目指す大胆なテレワークなどの新しい働き方を実践するトライアルを実施した。その結果、業務効率の低下や人材育成などの様々な観点で得られた課題について、対応方針を検討した。

(2) 建設業を取り巻く環境変化

コロナ禍に伴う世界的なサプライチェーンの混乱や、ロシアによるウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格の高騰、さらに急激な円安の進行による原材料輸入物価の高騰など、国際情勢の不安定化による影響が生じた。加えて、2024年4月からの「働き方改革関連法」の施行により、建設業でも時間外労働の上限規制が導入され、工事費の高騰や工期延期が生じていることから、こうした環境変化を踏まえ、庁舎の規模や財源、事業手法を検討する必要がある。

参考

(3) 県庁周辺エリアの開発需要

令和4年度に実施した民間ヒアリングの結果などを踏まえた現状認識は次のとおりだが、神戸空港の国際化などにより今後インバウンド需要の増加が期待されるなど、状況変化を捉えて継続的に民間需要を把握する必要がある。

【R4 民間ヒアリングの結果概要】

- 周辺は高質な住宅地であり、マンション開発のニーズはあるが、ホテル、オフィス、商業機能などのポテンシャルは低い
- 容積率を消化できるエリアではなく、大規模開発には向いていない
- 公館を活用すれば、他エリアとの差別化したまちづくりが期待できる

3 目的

安全で安心な県民生活や経済活動を支える県政の中枢拠点として、大規模災害時にも業務継続が可能な耐震性能を確保することに加え、現庁舎が抱える課題への対応や、本県で推進している新しい働き方、災害対応拠点として必要な機能を備えた新庁舎を整備する。

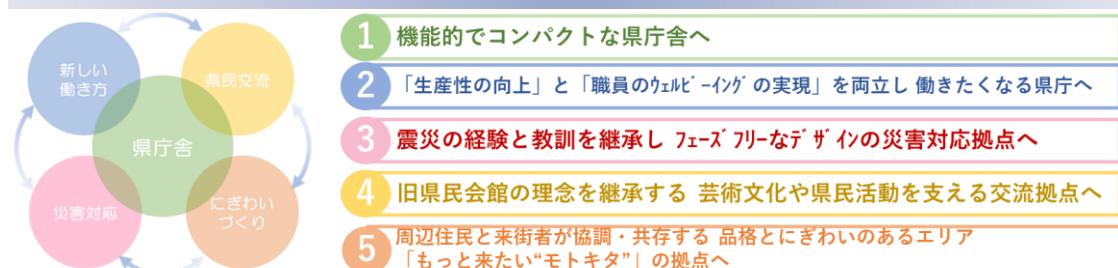
また、旧県民会館機能についても利用ニーズ等を踏まえて再整備するとともに、再整備を機に神戸都心エリア全体の活性化に寄与するため、県庁敷地を活用するなど、モトキタ地域のにぎわいを創出する。

＜基本理念＞

5つの視点で必要な機能を確保するとともに、それらを単純に足し合わせるのではなく、相互に連携・補完し合う形で整備することで、無駄を省き、整備の最適化を図る。

また、県民交流機能を備え、県民に開かれた県庁舎と、神戸都心エリアの回遊拠点としてのにぎわい機能が相乗効果を発揮し、県庁周辺エリアの交流や活性化を推進していく。

安全・共創・交流の拠点～県民の未来を支える県庁舎へ～



事業内容	<p>1 新庁舎等整備にあたって考慮すべき視点</p> <p>(1) 県庁舎の安全性・利便性・快適性の確保</p> <p>県庁舎は、建築後50~60年が経過しているため、耐震安全性の他にも、老朽化や情報環境の整備、バリアフリー等の様々な課題があり、早急な対応が必要である。</p> <p>(2) 災害対応拠点として必要な機能の確保</p> <p>能登半島地震における事例など、近年の災害対応の状況を踏まえ、他自治体等のピッシュ型応援に対応できる受援スペースや、被災直後から業務継続が可能な建物構造など、災害対応拠点として備えるべき機能を確保する必要がある。</p> <p>(3) 新しい働き方を踏まえた執務環境の確保</p> <p>県民本位で質の高い行政サービスを提供するため、職員が働く場所を自由に選択できることや、対面交流の充実、業務の省力化により生まれた時間の有効活用などに考慮し、職員の働きがいやエンゲージメントの向上、ワーク・ライフ・バランスの実現、ダイバーシティ&インクルージョンを実現する働き方と執務環境を実現する必要がある。</p> <p>(4) 県民交流機能の確保</p> <p>令和7年3月末に閉館した旧県民会館が備えていたホールやギャラリー、貸し会議室などの機能について、利用者へのヒアリングや、周辺施設との代替可能性の検証などを行い、検討会で得られた様々な意見も踏まえ、ニーズに合った機能を確保する必要がある。</p> <p>(5) モトキタ地域に求められる役割</p> <p>元町周辺のまちづくりについては、周辺住民と来街者が協調・共存する地域特性を踏まえつつ、神戸市が進める三宮周辺やウォーターフロントエリア等の再整備との相乗効果を発揮し、回遊性の向上や滞在時間の増加を図るなど、都心エリア全体の活性化に寄与していく必要がある。</p>
参考	

2 新庁舎等整備に向けた基本的な考え方

(1) 県庁舎・県民交流機能の基本的な考え方

県政の中枢拠点にふさわしい先進的な機能を備えた庁舎と、多様な人々が交流する県民交流機能を合築整備し、両施設の機能が相乗効果を発揮し、兵庫五国の魅力を発信し、兵庫の未来を創造する拠点を目指して再整備する。

①災害時の対応力強化

- ・災害発生時の司令塔として、迅速に災害対応活動を実施できるように、免震構造等による高い耐震性能や、ライフライン途絶時でも一定期間業務を継続できる機能を確保
- ・災害対策本部と各部局等との業務連携を意識したフロア構成や配置を検討し、国や他自治体等からのピッシュ型支援に対応できる受援スペースを新たに確保

②質の高い行政サービスの提供

- ・全職員が勤務可能なスペースを確保し、テレワークと職場勤務を自由に選択できる環境を整備
- ・対面交流の充実や部局を超えた連携ができるような共創が生まれる空間を整備
- ・政策課題に応じた組織再編等にも柔軟に対応できる執務空間を確保
- ・DXの推進により業務を高度化・効率化し、生まれた時間を活用し、より創造的な業務へのシフトを推進

③施設規模の適正化・利便性の向上

- ・災害対応スペースにはフェーズフリーの概念を取り入れ、平時における空間の多目的利用等の工夫により、整備規模を適正化
- ・庁舎と県民交流機能の連携により施設の稼働率や利便性が高く、県民に開かれた拠点
- ・有利な財源を効果的に活用できる整備手法を検討し、実質負担額を抑制
- ・ユニバーサルデザインへの配慮とアクセスルートを含めたバリアフリー化
- ・セキュリティ対策の強化や、新庁舎と3号館との間の円滑な動線の確保

④兵庫の魅力発信と交流の拠点

- ・エントランスホール等を活用した県政情報や兵庫五国の自然、歴史、文化、産業等の多様な魅力の発信や、それらを活かした庁舎整備
- ・幅広い世代が芸術文化に親しむためのホールやギャラリー、会議室などを備え、多様な活動と交流ができる拠点
- ・県公館や神戸栄光教会等の歴史的建築物や豊かな緑地など、周辺地域と調和したシンプルで魅力的なデザイン

⑤カーボンニュートラルの推進

- ・省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入等によるZEB化を目指すとともに、県産木材の利用などをはじめとしたサステナブルデザインを導入
- ・維持管理がしやすい設計とし、建設から解体撤去までのライフサイクルコストを低減
- ・木質化や緑化空間の確保、自然光の採光を図るなど、バイオフィリックデザインの概念を導入

参考

(2) にぎわい創出の基本的な考え方

①県庁敷地へのにぎわい機能の導入

- ・周辺住民や来街者など多様な人々の交流の起点となり、子供の思い出が形成されるような空間を創出
- ・エリアのコンセプトに合ったにぎわい施設を民間提案により誘致
- ・災害時の一時避難スペースなどを兼ねた、都心のグリーンインフラの創出

②県公館の民間活用によるにぎわい創出

- ・県公館の持つ文化的価値や建築美、都市景観を活かすため、館内は迎賓館機能としての利用を維持しつつ、週末を中心に公民連携による多目的利用を図る
- ・館外の別棟、東庭園の非日常空間等の活用アイデアを公募し、カフェ・レストラン等の集客施設を誘致

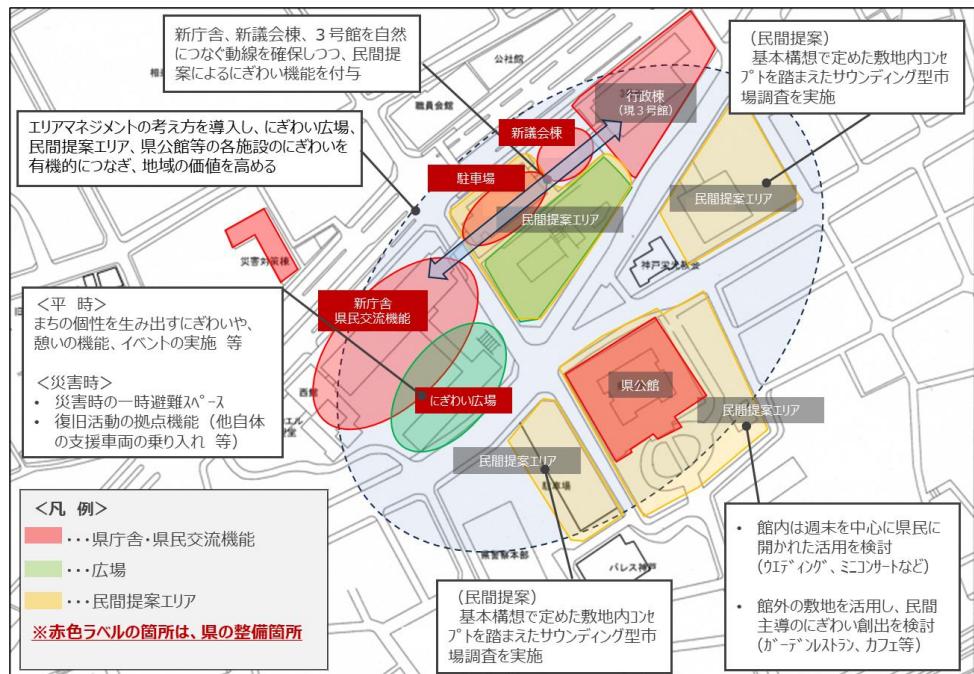
③緑豊かでウォーカブルな都市空間の創出

- ・県公館や神戸栄光教会などの地域資源と豊かな緑地が調和し、品格ある景観の形成
- ・JR元町駅西口から県公館を経て、諏訪山公園や三宮方面に至る動線を「まちのシンボル軸」と位置付け、回遊性の向上に向けたウォーカブルな空間を創出
- ・JR元町駅西口周辺道路のバリアフリー化や、駅から県庁周辺にかけての動線の円滑化

(3) 県庁敷地のゾーニング

- ・新庁舎は、容積率や日影規制、神戸市都市景観条例を踏まえ、現1号館・西館敷地で整備
- ・新庁舎の南側は、災害対応機能を付与した「憩いとにぎわいの広場」を整備
- ・議会部門は、利便性の観点や将来の建替を想定し、議場と議会諸室等の機能を備えた新議会棟を整備。新庁舎や3号館との連携の観点から、現議場棟の敷地に整備
- ・現2号館敷地は、新庁舎、新議会棟、3号館を自然につなぐ動線を確保しつつ、民間提案によるにぎわい機能を付与
- ・その他の敷地や兵庫県公館は、エリアのコンセプトに合ったにぎわい創出を図るため、民間提案による敷地活用を図る。
- ・ウォーカブルなまちづくりを目指すため、敷地の活用方針を踏まえたうえで、道路のあり方を道路管理者である神戸市と連携して検討

【ゾーニング図】 ※赤色ラベルの箇所が県の整備箇所



3 概算規模

引き続き活用する災害対策センターを除いた、1～3号館と旧県民会館の必要面積を試算

区分	現状 ①	再整備後 ②	増減 ②-①	<参考> 従前計画案 (R2)
行政部門	66,644 m ²	約 63,500 m ²	▲3,144 m ²	約 84,800 m ²
議会部門	12,597 m ²	約 11,500 m ²	▲1,097 m ²	約 13,000 m ²
県民交流機能 (旧県民会館)	15,082 m ²	約 6,500 m ²	▲8,582 m ²	約 17,200 m ²
駐車場	8,424 m ²	約 10,500 m ²	+2,076 m ²	約 16,500 m ²
合計	102,747	約 92,000 m ²	▲10,747 m ²	約 131,500 m ²

※再整備面積 約 92,000 m² - 28,307 m² (引き続き活用する 3号館) ≈ 約 64,000 m²

【前提条件】

- 令和7年4月1日時点の本庁舎勤務職員数 (約3,000人) を想定
- 旧県民会館に入居していた関係団体等は、コロナ禍を経たICT環境の充実や、本県の財政状況を考慮し、県関係課と一体的に業務を行う団体を除き、事務所を集約しない

【算定の考え方】

区分	考え方
行政部門	<ul style="list-style-type: none"> ペーストックレスの推進や、諸室の共用化等によるスペースの合理化 災害時の他自治体等からの応援職員の受入スペースを新たに確保しつつ、平時には打ち合わせスペース等として無駄なく活用 県民交流機能と合築するため、重複する機能の共有化により、スペースを合理化
議会部門	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持としつつ、一部の会議室を県民交流機能の貸し会議室として整備することで県民利用を図るとともに、有利な財源 (公共施設等適正管理推進事業) の活用を図る
県民交流機能	<ul style="list-style-type: none"> ホール、ギャラリー、貸し会議室等について、利用者ニーズや周辺施設による代替可能性の検証等を踏まえ、必要機能を精査
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市の「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」に基づき、整備規模に応じた必要台数を確保 <p>【参考】現状: 224台 (月極を含む) 整備後: 約 180台</p>

※ なお、議会部門については、議会において、議論・検討された結果を踏まえて、

ゾーニング、規模等を決定

(参考) 行政部門面積の総務省基準との比較

①総務省基準との比較

議会事務局諸室及び関係団体執務室を除く行政部門の面積については、総務省基準（令和4年度 地方債同意等基準運用要綱）に基づく標準面積以内に収まっている。

総務省基準	約 64,500 m ²	地方債の対象とすることができる標準的な面積を、職員数に応じて算出するための基準 R7.4.1 時点の職員数をもとに、必要面積を算出
本県の算定面積	約 61,500 m ²	県関係団体のスペースを除く ※県民交流機能で整備する会議室について、行政部門も活用する想定であるため、県単独で整備するよりも必要面積が小さくなっている。

※労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則で定める、職員一人当たりの必要とされている面積は十分に確保している。

(規則では、一人当たり 10 立米の気積が必要としており、天井高を 2.5m とした場合、4 m²/人が目安となる)

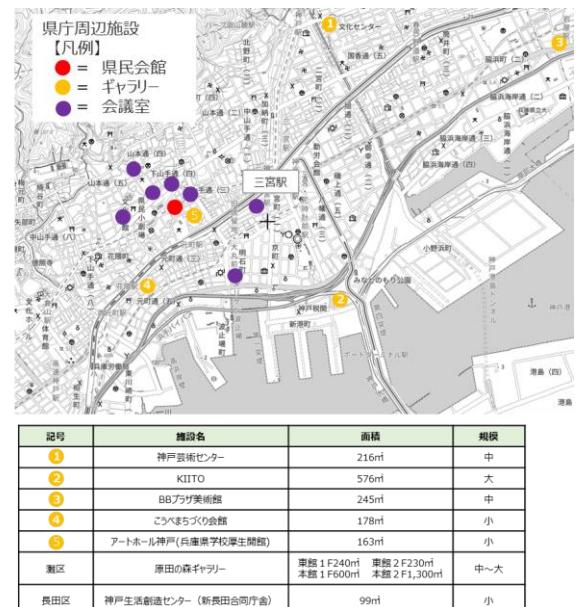
【県民交流機能（ホール・ギャラリー等）の算定】

- 利用者は、周辺施設を代替利用して対応しているが、十分なニーズを満たせていない状況
- 直近の利用状況や、利用者へのニーズ調査、周辺施設の代替可能性の検証を踏まえて算定
- 貸し会議室等のその他機能は、直近の利用率や行政部門との共有化も踏まえて算定（今後詳細に検討）

区分	旧県民会館の状況		考え方
	規模	利用率(R5)	
けんみんホール	394 m ²	69.1%	
パルテホール	347 m ²	74.4%	
大展示室	346 m ²	55.6%	
中展示室	176 m ²	47.5%	
小展示室	50 m ²	33.7%	
特別展示室	75 m ²	43.5%	

再整備後の県民交流機能	
規模	考え方
400 m ²	1ホールを想定。音楽利用は他施設で代替可能
300 m ²	中規模展示室 1室を想定 大規模の展示室は原田の森ギャラリーリ代替可能。小規模は中展示室の分割で代替可能

(参考) 旧県民会館周辺施設の立地状況



4 概算事業費

(1) 事業費

新庁舎等の建設工事費は、昨今の急激な物価上昇を踏まえ、直近に発注された一定規模を有する他自治体の本庁舎整備事例（令和7年入札事例）の実績を参考に算出し、その他、設計費、解体設計・工事費等を加算し、合計約650億円と試算。

区分	項目	小計
設計・監理	基本計画策定費	約25億円
	基本設計費・実施設計費・工事監理費	
	解体設計費（1・2号館、県民会館等）	
工事	建設工事費	約535億円
	外構工事費	
	解体工事費（1・2号館、県民会館等）	約90億円
合計		約650億円

※今後の物価変動に応じて、発注時点における事業費が増減する可能性があるため、各段階において適切に見直しを行う。

(2) 有利な財源の活用

事業費の実質負担額を縮減するため、国庫補助金や、国の同意等基準に基づく有利な地方債を最大限活用する。ただし、活用を想定している地方債は令和7・8年度で現行制度期間が終了するため、国に対して期間の延長・制度拡充を要望。

また、新庁舎等整備のために積み立ててきた県有施設等整備基金を200億円活用するなど、一般財源負担の軽減に努めていく。

＜実質負担額＞

現時点での想定では、約90億円の効果額が見込まれるため、本県の実質負担額は、約560億円と算出

事業スケジュール

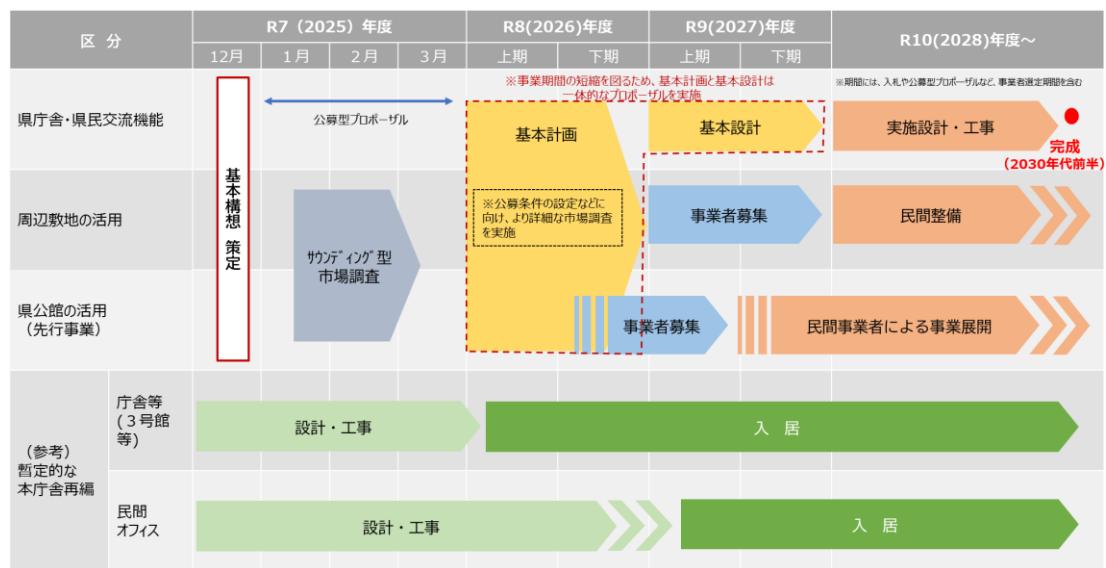
1 これまでの主な取組

令和元年6月	県庁舎等再整備基本構想 策定
令和4年3月	県政改革方針が策定され、県庁舎等再整備事業が一旦凍結
令和5年3月	県庁第2号館及び議場棟の時刻歴応答解析の結果公表
令和5年6月～	新しい働き方モデルオフィスのトライアル を実施
令和6年8月～	県庁舎のあり方等に関する検討会 を開催
令和6年9月	旧県民会館の時刻歴応答解析の結果公表
令和7年11月	新庁舎等整備プロジェクト基本構想（案）を公表 パブリック・コメントを開始

2 今後のスケジュール

- ・基本計画の策定段階で、工期短縮が可能な事業手法を検討し、既存建物の撤去時期についても整備手法と併せて検討
- ・基本計画と基本設計の策定支援業務は個別に発注するが、事業期間の短縮を図るため、受託者を決めるプロポーザルを一体的に行う。県が整備することとなった施設等については、基本設計についても基本計画の受注事業者との随意契約を予定
- ・基本計画の策定後、民間提案エリアの事業者募集を開始予定。ただし、県公館の活用は、新庁舎整備と切り離して着手できることから、基本計画の策定作業と並行し、先行的に事業者募集を行うことも検討。

参考



2 基準に基づく評価

項目	説明
必要性	<p>【県庁舎】</p> <p>現在の県庁舎（1、2号館、別館、西館、議場棟）は、防災拠点に求められる目標 I_s 値 0.9 を大きく下回り、さらに、大規模地震に対する安全性基準である I_s 値 0.6 も下回ることから、南海トラフ地震等では、大きな被害が発生し、発災後の業務継続に支障が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、県庁舎が県政運営の中枢拠点として、また、災害発生時の災害対応拠点として、その機能を十分に果たすべく、南海トラフ地震等の災害対策として速やかに防災拠点に求められる耐震安全性を早急に確保する必要がある。</p> <p>(SDGs 目標 11 「住み続けられるまちづくりを」に資する取組)</p> <p>【県民交流機能】</p> <p>閉館した旧県民会館の利用者は、周辺施設を利用することで対応しているが、行事の開催に支障が生じている団体もある等、十分なニーズを満たせていない状況である。</p> <p>そのため、鉄道駅からのアクセス性の高い県庁周辺の立地条件を活かしながら、県民の芸術文化活動や会議・研修などの利用ニーズに対応した機能を確保する必要がある。</p> <p>(SDGs 目標 11 「住み続けられるまちづくりを」に資する取組)</p>
有効性・効率性	<p>1 災害時の対応力強化</p> <p>南海トラフ地震や直下型地震等に備えた高い耐震性能を確保した庁舎として整備することで、災害発生時に、防災拠点として迅速に災害対応活動を実施できる。また、近年の災害対応では一般化しているプッシュ型支援に対応した受援スペースを確保できる。</p> <p>(SDGs 目標 11 「住み続けられるまちづくりを」に資する取組)</p> <p>2 質の高い行政サービスの提供</p> <p>県庁舎の再整備にあわせ、共創が生まれる空間や、多様な働き方に対応した良質な執務環境、政策課題に応じた組織再編等にも柔軟に対応できる執務空間を確保するなど、生産性の向上と職員のウェルビーイングの実現を両立し、職員が働きたくなる庁舎を実現することで、質の高い行政サービスを提供できる。</p> <p>(SDGs 目標 8 「働きがいも経済成長も」に資する取組)</p> <p>3 施設規模の適正化・利便性の向上</p> <p>災害対応スペースにフェーズフリーの概念を取り入れるなど、スペースを無駄なく使う工夫により、整備規模の適正化を図るとともに、庁舎と県民交流機能を合築することで、両施設を連携し、稼働率や利便性の向上を図ることができる。</p> <p>また、ユニバーサルデザインに配慮し、県庁舎内へのアクセスルートも含めたバリアフリーを確保した庁舎とするなど、県民の利便性を向上することができる。</p> <p>(SDGs 目標 11 「住み続けられるまちづくりを」に資する取組)</p> <p>4 兵庫の魅力発信と交流の拠点</p> <p>エントランスホール等を活用した県政情報や兵庫五国の自然、歴史、文化、産業等の多様な魅力の発信や、それらを活かした庁舎整備を実現できる。また、幅広い世代が芸術文化に親しむためのホールやギャラリー、会議室などについて、利用ニーズや周辺施設との適切な役割分担を踏まえた規模を整備することで、多様な活動と交流の拠点を形成することができる。</p> <p>(SDGs 目標 11 「住み続けられるまちづくりを」に資する取組)</p>

環境適合性	<p>1 大規模な土地造成等を要しない敷地 整備場所は、建築敷地として既に活用されている1号館敷地を予定しており、県庁舎の再整備にあたり土地の大規模な造成・開発等は不要であることから、自然環境に与える影響が少ない。</p> <p>2 カーボンニュートラルの推進 県庁舎等の再整備にあたっては、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入等によるZEB化を目指すとともに、県産木材の利用などをはじめとしたサステナブルデザインを導入し、脱炭素化の推進や地球環境への負荷の軽減を図る。また、維持管理がしやすい設計とすることで、建設段階から解体撤去に至るまでのライフサイクルコストの低減を目指す。 (SDGs目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に資する取組) (SDGs目標11「つくる責任 つかう責任」) (SDGs目標13「気候変動に具体的な対策を」に資する取組)</p>
優先性	<p>県庁舎は県政の中枢拠点であり、災害発生時にも十分にその機能を発揮しなければならず、特に現在の県庁舎（1号館、2号館、議場棟）は、近い将来発生が予想される南海トラフ地震後には機能継続できないおそれがあるため、早急に再整備を行う必要がある。</p> <p>また、職員の安全対策の観点から、新庁舎が完成するまでの間は民間オフィス等への暫定移転を行うことから、オフィス賃貸費用など財政負担を縮減する観点でも、早期の完成に向けて取り組む必要がある。</p> <p>県民交流機能についても、旧県民会館の閉館以降、県民の多様な活動に支障をきたしており、また周辺地域の来街者の減少といった影響も生じていることから、芸術文化振興や周辺地域のにぎわいづくりの観点から、活動の場を早期に確保することが必要である。</p> <p>(SDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」に資する取組)</p>